

公益財団法人車両競技公益資金記念財団

平成25年度高齢者、障害者の支援を目的とする ボランティア活動に対する助成申請注意点

社会福祉法人静岡県共同募金会

1 助成対象事業

高齢者・心身障害（児）者（以下「障害児者」という。）に対するボランティア活動に直接必要な機材の整備事業が助成の対象事業となります。

○対象となる事業の例

・高齢者・障害者に対する直接のボランティア活動に対する器材の整備事業

例1) 高齢者との生活交流ボランティアが料理の調理交流で使用するガスコンロの整備事業

例2) 高齢者に対する理容ボランティアが使用するシャンプー台の整備事業

例3) 視覚障害者のための点訳ボランティアが使用する点字プリンターの整備事業

例4) 視覚障害者のための音訳ボランティアが使用するカセットプリンターの整備事業

※音訳・点訳物が行政の広報物のみの場合、行政が機器を整備すればよいと判断されますので、申請書の書き方にご留意ください。

例5) 障害児者に対する音楽療法ボランティアが使用する楽器の整備事業

例6) 聴覚障害者のための要約筆記ボランティアが使用する要約内容揭示用プロジェクターの整備事業

2 助成対象となる団体

次の事項を満たしている特定非営利活動団体及びボランティア活動団体が助成の対象となります。

社団法人・財団法人・社会福祉法人は助成対象団体から除外されていますのでご注意ください。

(1) ボランティア活動に相当の実績があり、活動が継続されていること

「相当の実績」とは、2年以上の活動歴がある場合をいいます。また、要望する器材を使用する活動分野の実績が不足していると判断される場合は助成対象外とされることがあります。

(2) 過去にこの助成を受けた団体は助成の優先度は低くなること

特に、過去3か年度以内にこの助成を受けた団体の優先度は極めて低くなりますのでご了承下さい。

(3) ボランティア・コーディネートを事業目的とする団体は助成対象外とされること

直接のボランティア活動を行なう団体が対象となりますので、社会福祉協議会、ボランティアセンター、ボランティア協会等（以下「社協等」という。）の実施する事業は申請の対象とはなりません。

ただし、申請にあたっての事務担当窓口が社協等となること、整備した器材等を社協等が保管するなどについては問題ありません。

- （４）主たる活動が収益を上げることが目的としたものであると判断される団体は助成対象外とされること

そもそも高齢者・障害者に対するボランティア団体といえないもの

例１）青少年の引きこもり防止活動

例２）健常児のみを対象とした放課後学級

例３）一般市民を対象にした映像ライブラリー

例４）趣味のサークルが行事的に行うボランティア活動に使用する機器

３ 申請に係る書類

- （１）法人格を有する団体は、次の書類を添付することとして下さい。

定款、役員名簿及びパンフレット等並びに前年度決算書、事業報告書及び当該年度の事業計画書、予算書

- （２）ボランティア活動団体は次の書類を添付することとして下さい。

会則、会員名簿及びパンフレット等並びに前年度決算書、事業報告書及び当該年度の事業計画書、予算書

- （３）申請器材に係る複数の見積書及び商品カタログを添付して下さい。

４ 提出

- （１）期 限 平成２５年１１月１５日（金）１７時必着（厳守）

- （２）提出部数 申請書類２部（１部は写しで可）

（問合せ先）

〒420-0856

静岡市葵区駿府町1-70

社会福祉法人静岡県共同募金会

TEL 054-254-5212 FAX 054-254-6400